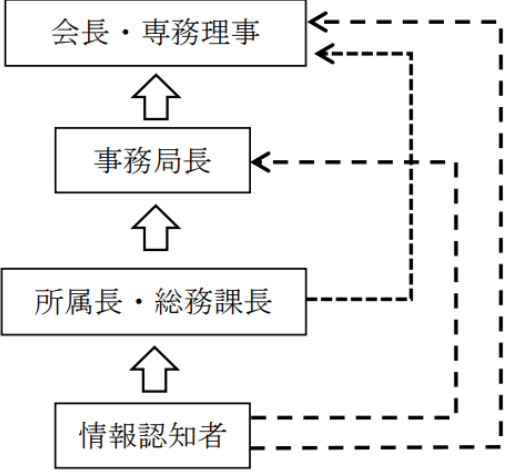


公益財団法人全日本柔道連盟 危機管理マニュアル

事前準備・事前対応	<p>対象範囲</p> <p>(1) 自然災害 地震、風水害などの災害</p> <p>(2) 事故 ① 爆発、火災、建物倒壊等の重大な事故 ② この法人の公益活動に起因する重大な事故 ③ 役職員にかかる重大な人身事故</p> <p>(3) インフルエンザ等の感染症</p> <p>(4) 犯罪 ① 建物の爆破、放火、誘拐、恐喝等並びに脅迫状の受領などの外部からの不法な攻撃 ② この法人の法令違反及びその摘発等を前提とした官公庁による立入調査 ③ 内部者による背任、横領、体罰・暴力、パワーハラスメント・セクシュアルハラスメント等の不祥事</p> <p>(5) その他上記に準ずる経営上の緊急事態 (リスク管理規程第12条)</p>
危機管理体制と責任者	<p>外部からの危機</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外部からの危機による緊急事態に対しては、会長（不在の場合は専務理事）をリスク管理統括責任者とする緊急事態対応体制をとる。（リスク管理規程第11条） ・ 専務理事は、必要に応じて緊急事態対策室（以下「対策室」という。）を設置する。（リスク管理規程第16条） ・ 緊急事態対応については、リスク管理規程及び本マニュアルに定めることを基本とし、状況に応じて臨機応変に対応する。 <p>内部からの危機（会員、役職員による犯罪行為、法令違反、コンプライアンス違反等の不祥事。以下、単に「不祥事」という。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不祥事については、その事案の内容により以下の部署が所管し、当該事案に対応する規程に従って対処する（委員会の構成、対象となる行為、定義、処分内容等詳細は、各規程を確認のこと。） <p>① 本連盟の職員による就業規則違反、犯罪行為等</p>

		<p>会長の権限により懲戒処分を行う。 就業規則、稟議規程により処分する。(弁明の機会を与える)</p> <p>② 本連盟に登録している者及び本連盟の役員による不祥事 会長の判断により懲戒委員会又は加盟団体等が所管する。 倫理・懲戒規程により調査・処分する。</p> <p>③ 特に重要な不祥事案件 会長の判断により、特に重要な不祥事案件については、危機管理委員会は調査体制を立ち上げ、その調査体制において事実調査・原因究明・厳格な責任者の処分及び実効的な再発防止策の提言を行う。 監事は、この法人の理事が犯罪行為、法令違反、コンプライアンス違反に関与したと疑うべき相当な理由があり、かつ、事案が重大であると判断される場合は、危機管理委員会に対して調査体制の立ち上げを指示することができる。 経営管理委員会規程に従う。</p> <p>④ その他のコンプライアンス違反 コンプライアンス委員会において、コンプライアンスに関する研修その他コンプライアンスの維持・向上、コンプライアンス違反の疑いのある事案の調査を行う。 専門委員会規程に従う。</p>
危機発生時の対応の基本	発見者からの通報受付	<ul style="list-style-type: none"> ・事態の発生を認知した職員は、速やかに所属長または総務課長に対して通報する。 ・通報経路は原則として次の経路によって行うものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ① 情報認知者は、所属長及び総務課長に対して通報する。 ② 所属長又は総務課長は事務局長に対して通報する。 ③ 事務局長は専務理事及び会長に対して通報する。 <p>上記経路で直接の通報先が不在の場合や、きわめて緊急の場合は、直接の通報先のみでなく、その先まで同時に通報するなど、臨機の措置をとる。(リスク管理規程第13条1~3)</p>

	<p>公的機関との連携</p>	 <p>通報内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・何が起こったか ・いつ、どこで起こったか ・誰が関係しているか ・どのような状況か <ul style="list-style-type: none"> ・事務局長は、緊急事態のうち、所管官公庁への届出を必要とするものについては、正確、かつ迅速に所管 官公庁に届け出る。 ・事務局長は、所管官公庁への届出の内容について、予め会長の承認を得なければならない。 <p>(リスク管理規程第 22 条)</p>
<p>初動対応</p>	<p>安全確保 情報収集 事実確認 応急対応</p>	<p>役職員は、緊急事態に遭遇した場合において必要があるときは、上司の指示によらずに応急対応を講じるものとする。この場合、人命救助、安全確保を最優先とする。</p> <p>(1) 地震、風水害等の自然災害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人命救助を最優先とする。 ・ (必要に応じ)官公署へ連絡する。 ・ 災害対策の強化を図る。 <p>(2) 事 故</p> <p>① 爆発、火災、建物倒壊等の重大事故</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人命救助と環境破壊防止を最優先とする。 ・ (必要に応じ)官公署へ連絡する。 ・ 事故の再発防止を図る。

	<p>クライシスレベルの把握</p>	<p>② 本連盟の公益活動に起因する重大事故</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係者の安全を最優先とする。 ・(必要に応じ)官公署へ連絡する。 ・事故の再発防止を図る。 <p>③ 役職員等にかかる重大人身事故</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人命救助を最優先とする。 ・(必要に応じ)官公署へ連絡する。 ・事故の再発防止を図る。 <p>(3) インフルエンザ等の感染症</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人命救助と伝染防止を最優先とする。 ・(必要に応じ)官公署へ連絡する。 ・予防並びに再発防止を図る。 <p>(4) 犯 罪</p> <p>① 建物の爆破、放火、誘拐、恐喝、脅迫などの外部からの不法な攻撃</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人命救助を最優先とする。 ・不当な要求に屈せず、警察と協力して対処する。 ・再発防止を図る。 <p>② 本連盟の法令違反及びその摘発等を前提とした官公庁による立入調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事実を調査する。 ・再発防止を図る。 <p>③ 内部者による背任、横領等の犯罪及び不祥事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事実を調査する。 ・(必要に応じ)官公署へ連絡する。 ・再発防止を図る。 <p>(5) その他上記に準ずる経営上の緊急事態</p> <p>① 緊急事態に応じ上記に準じた対応をする。 (リスク管理規程第 15 条)</p> <p>特に重要度が高いと会長が判断した不祥事案件は、危機管理委員会にて対応する。 (経営管理委員会規程 別表 1 (3))</p>
<p>内部対応</p>	<p>情報収集・報告・監視 対応方針策定</p>	<p>緊急事態に際しては、対策室が以下の対応を実施する。対応の詳細は、別紙 1 に記載する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 情報の収集・確認・分析 (2) 応急処置の決定・指示 (3) 対内連絡の内容、時期、方法の決定 (4) 対策室からの指示、連絡ができないときの代替措置の決定

		<p>(5) 対策実施上の分担等の決定、及び対策実行の指示並びに実行の確認 (6) その他、必要事項の決定 (リスク管理規程第 19 条 1 項)</p> <p>・なお、あらかじめ個別事象に関するガイドライン・マニュアルを定めている場合は、これらを基礎として対応を決定・実施する。ただし、緊急事態においては、状況に応じて臨機応変に具体的対応方針を決定する。</p> <p>「首都直下型地震等対策ガイドライン」</p> <p>・首都直下地震又はそれに類する事態（以下「首都直下地震等」という。）が発生した場合又は発生が予想される場合は、別途定める「首都直下地震等対策ガイドライン」に従うものとする。（リスク管理規程第 19 条 2 項）そのほかの地震、自然災害についても、同ガイドラインを参考として臨機応変に対応を決定する。</p> <p>「感染症に対する対応方針」 その他 COVID19 に関して定めた対応に係る方針等</p> <p>・職員に関する案件は、「就業規則」及び「稟議規程」に基づき対応する。 ・本連盟に登録している者及び本連盟の役員に関する案件は「倫理・懲戒規程」に基づき対応する。この場合、会長は、コンプライアンス委員会またはコンプライアンス委員に事実の調査させることがある。 ・特に重要度が高いと会長が判断した不祥事案件は、危機管理委員会の構築した調査体制の提言に基づいて、処分、再発防止策等の対応を行う。</p> <p>「情報システムリスク対応マニュアル」 「大会運営に関するリスク管理マニュアル」 を定める。</p>
	(1) 自然災害	
	(3) インフルエンザ等の感染症	
	(4) 犯罪	
	③ 内部者による背任、横領、体罰・暴力、パワーハラスメント・セクシュアルハラスメント等の不祥事	
	(5) その他上記に準ずる経営上の緊急事態	

内部連携		<ul style="list-style-type: none"> ・対策室は、緊急事態解決策を実施したときは、その直後の理事会及び危機管理委員会で次の事項を報告する。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 実施内容 (2) 実施に至る経緯 (3) 実施に要した費用 (4) 懲罰の有無及びあった場合はその内容 (5) 今後の対策方針 <p>(リスク管理規程第 23 条)</p>
外部対応	<p>ステークホルダー対応 プレスリリース・記者会見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局長が報道機関への対応を行う。 ・対策室が設置されている場合は、対策室が対外広報、対外連絡の内容、時期、窓口、方法を決定する。それ以外の場合は、事務局長がこれを決定する。 ・緊急事態に関して、報道機関からの取材の申入れがあった場合は、緊急事態の解決に支障を来たさない範囲において、取材に応じる。 <p>(リスク管理規程第 19 条、21 条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として、事務局長以外の役職員は、事務局長の承認を得た場合を除き、メディア等に情報を提供してはならない。
再発防止	<p>原因分析 再発防止策の策定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特に重要度が高いと会長が判断した不祥事案件は経営管理規程別表 1（危機管理委員会）に基づき設置された調査体制において、不祥事の経緯を明らかにする事実調査、根本に迫った原因究明、厳格な責任者の処分および実効的な再発防止策の提言を行う。 ・上記以外の案件の場合は、事実調査・処分に加えて再発防止策の検討が必要と判断された場合、懲戒委員会またはコンプライアンス委員会が、これを検討する。

附則

1. このマニュアルは、危機管理委員会が決定し、令和 3 年 2 月 17 日から施行する。

(別紙1)

(1) 情報の収集・確認・分析

情報の収集・確認・分析は以下について行う

- ・何が起こったか
- ・いつ、どこで起こったか
- ・誰が関係しているか
- ・どのような状況か
- ・どのような規模・広がりか
- ・通報内容は事実か

(2) 応急処置の決定・指示

人命安全確保を最優先して至急対応できることを決定する。

該当者に対応を指示する。

(3) 対外広報、対外連絡の内容、時期、窓口、方法の決定

事務局長が対外広報を担当する

(4) 対内連絡の内容、時期、方法の決定

室長の判断により緊急連絡網により連盟役職員に発生状況、対応策について連絡をする。

地震に際しては、緊急連絡網により役職員の安否確認を行う。

(5) 対策室からの指示、連絡ができないときの代替措置の決定

緊急連絡網で連絡できない場合は、安否確認の取れたものが、連絡を試みる。

(6) 対策室長は対策実施上の分担等の決定、及び対策実行の指示並びに実行の確認

室長は、対策実施上の分担等決定して対策について実行に移す。